

## 高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭において生ごみ堆肥化容器等（以下「容器等」という。）を購入し、設置する者に対し、市が補助金を交付することにより、排出される生ごみの減量を促進するとともに、減量化に対する市民の意識向上を図ることを目的とする。

### (資格)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、容器等を市内に設置する者
- (2) 容器等を適正に維持管理できる者
- (3) 容器等によって作られた堆肥について、自ら適正に処理できる者

2 補助の対象となる容器等は、生ごみの堆肥化を目的とする容器とする。ただし、電源を必要とするものは補助の対象としない。中古品、転売品（オークション等）は補助の対象外とする。販売店等のポイント制度などを利用した金額分は、補助の対象金額から差し引く。

3 補助の対象となる容器等の数は、第5条の申請のあった日から5年が経過した日の属する年度の末日までにおいて、1世帯につき2基を限度とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象経費は、容器等本体の購入に要する消費税込みの経費とする。なお、配送料は対象に含めない。

### (補助金額等)

第4条 補助金額は、第2条第2項に定める容器等1基につき、容器等の購入費の2分の1の額とする（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。なお、補助金額の上限は容器等1基につき4,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、5月1日から1月末までの間に、高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた者については予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 前項の規定による審査の結果は、高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知する。

### (生ごみ堆肥化容器の購入)

第7条 補助金の交付を申請した者は、第6条の補助金交付決定を受けた後に、生ごみ堆肥化容器を購入する。

(変更の届出)

第8条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、申請書の内容に変更が生じた場合、若しくは容器の購入を中止する場合は、高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付変更申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(補助金額の変更等)

第9条 市長は、第8条の補助金変更申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額の変更を決定し、申請者に対し高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第10条 第6条の補助金交付決定を受けた者又は第9条の補助金額の変更交付決定を受けた者は、生ごみ堆肥化容器購入後に、次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 高槻市生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付請求書(様式第5号)
- (2) 商品名・金額・日付及び購入者名(補助金交付申請者名及び補助金交付請求書の口座名義と同一)が入った領収書等の原本
- (3) 申請者名義の銀行口座の口座番号がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、第10条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、補助対象の容器等の設置場所に立ち入り、管理の状況等について、調査又は指導を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査又は指導があったときは、これに応じなければならない。

(補助の取り消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合は、市長が定める期日までに、当該補助金の全部若しくは一部を返還しなくてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所管部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。